

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第10号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の一部の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則の一部改正)

第1条 指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則（平成25年静岡県規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(管理者)</p> <p>第64条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問看護ステーションの管理に支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(指定訪問看護の具体的取扱方針)</p> <p>第70条 看護師等の行う指定訪問看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)～(5) (略)</u></p> <p>(記録等の整備)</p> <p>第76条 (略)</p>	<p>(管理者)</p> <p>第64条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問看護ステーションの管理に支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(指定訪問看護の具体的取扱方針)</p> <p>第70条 看護師等の行う指定訪問看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p><u>(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p><u>(5)～(7) (略)</u></p> <p>(記録等の整備)</p> <p>第76条 (略)</p>

2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 次条において準用する第18条第2項の提供した具体的な指定訪問看護の内容等の記録

(5) 次条において準用する第25条に規定する市町村への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第36条第2項の苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第38条第2項の事故の状況及び講じた措置の記録
(従業者の員数)

第79条 (略)

2 (略)

3 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者(指

2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 次条において準用する第18条第2項の規定による提供した具体的な指定訪問看護の内容等の記録

(5) 第70条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(6) 次条において準用する第25条の規定による市町村への通知に係る記録

(7) 次条において準用する第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(8) 次条において準用する第38条第2項の規定による事故の状況及び講じた措置の記録
(従業者の員数)

第79条 (略)

2 (略)

3 指定訪問リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設の施設、人員並びに設備及び運営の基準に関する規則(平成25年静岡県規則第11号。以下「介護老人保健施設基準規則」という。)第2条又は介護医療院の施設、人員並びに設備及び運営の基準に関する規則(平成30年静岡県規則第17号。以下「介護医療院基準規則」という。)第3条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

4 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者(指

定介護予防サービス等基準規則第78条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業及び指定介護予防訪問リハビリテーション(指定介護予防サービス等基準規則第77条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準規則第78条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第83条 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の行う指定訪問リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3)～(5) (略)

(訪問リハビリテーション計画の作成)

第84条 (略)

2・3 (略)

定介護予防サービス等基準規則第78条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業及び指定介護予防訪問リハビリテーション(指定介護予防サービス等基準規則第77条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準規則第78条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第83条 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の行う指定訪問リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5)～(7) (略)

(訪問リハビリテーション計画の作成)

第84条 (略)

2・3 (略)

4 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハ

4 (略)

5 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（第135条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合には、第139条第1項から第4項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(記録等の整備)

第86条 (略)

2 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第18条第2項の提供した具体的な指定訪問リハビリテーションの内容等の記録

(3) 次条において準用する第25条に規定する

ビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

5 (略)

6 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（第135条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合には、第139条第1項から第5項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(記録等の整備)

第86条 (略)

2 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第18条第2項の規定による提供した具体的な指定訪問リハビリテーションの内容等の記録

(3) 第83条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第25条の規定によ

市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第36条第2項の苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第38条第2項の事故の状況及び講じた措置の記録

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第93条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(3) (略)

(4)～(7) (略)

2 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3)～(7) (略)

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

る市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による事故の状況及び講じた措置の記録

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第93条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(5) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(6)～(9) (略)

2 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5)～(9) (略)

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3)・(4) (略)

(記録の整備)

第95条 (略)

2 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 次条において準用する第18条第2項の提供した具体的な指定居宅療養管理指導の内容等の記録

(2) 次条において準用する第25条に規定する市町村への通知に係る記録

(3) 次条において準用する第36条第2項の苦情の内容等の記録

(4) 次条において準用する第38条第2項の事故の状況及び講じた措置の記録

第135条 (略)

2・3 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5)・(6) (略)

(記録の整備)

第95条 (略)

2 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 次条において準用する第18条第2項の規定による提供した具体的な指定居宅療養管理指導の内容等の記録

(2) 第93条第1項第5号、第2項第4号及び第3項第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(3) 次条において準用する第25条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による事故の状況及び講じた措置の記録

第135条 (略)

2・3 (略)

4 指定通所リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合について

4 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準規則第116条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第138条 指定通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3)・(4) (略)

(通所リハビリテーション計画の作成等)

第139条 (略)

2・3 (略)

は、介護老人保健施設基準規則第2条又は介護医療院基準規則第3条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

5 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準規則第116条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第138条 指定通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5)・(6) (略)

(通所リハビリテーション計画の作成等)

第139条 (略)

2・3 (略)

4 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係

4・5 (略)

6 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第84条第1項から第4項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第1項から第4項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(記録等の整備)

第143条 (略)

2 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第18条第2項の提供した具体的な指定通所リハビリテーションの内容等の記録

(3) 次条において準用する第25条に規定する

る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

5・6 (略)

7 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第84条第1項から第5項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第1項から第5項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(記録等の整備)

第143条 (略)

2 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第18条第2項の規定による提供した具体的な指定通所リハビリテーションの内容等の記録

(3) 第138条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第25条の規定によ

<p>市町村への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する第36条第2項の苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項の事故の状況及び講じた措置の記録</p>	<p>る市町村への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第36条第2項の<u>規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第38条第2項の<u>規定による</u>事故の状況及び講じた措置の記録</p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則の一部改正)

第2条 指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則（平成25年静岡県規則第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(管理者)</p> <p>第64条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護ステーションごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問看護ステーションの管理に支障がない場合は、当該指定介護予防訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(記録等の整備)</p> <p>第72条 (略)</p> <p>2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次条において準用する第49条の13第2項の提供した具体的な指定介護予防訪問看護の内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第50条の3に<u>規定する市町村への通知に係る記録</u></p> <p>(6) 次条において準用する第53条の8第2項</p>	<p>(管理者)</p> <p>第64条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護ステーションごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問看護ステーションの管理に支障がない場合は、当該指定介護予防訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(記録等の整備)</p> <p>第72条 (略)</p> <p>2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次条において準用する第49条の13第2項の<u>規定による</u>提供した具体的な指定介護予防訪問看護の内容等の記録</p> <p>(5) <u>第75条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(6) 次条において準用する第50条の3の<u>規定による市町村への通知に係る記録</u></p> <p>(7) 次条において準用する第53条の8第2項</p>

の苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第53条の10第2項の事故の状況及び講じた措置の記録

(指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針)

第75条 看護師等を行う指定介護予防訪問看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(7) (略)

(8)～(13) (略)

(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問介護計画の変更について準用する。

(15) 指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合にあっては、第2号から第6号まで及び第10号から第14号までの規定にかかわらず、介護予防訪問看護計画及び介護予防訪問看護報告書の作成及び提出は、診療録その他の帳簿書類（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができる。

(主治の医師の指示等)

第76条 (略)

2・3 (略)

4 前条第15号の規定は、主治の医師の文書による指示について準用する。

の規定による苦情の内容等の記録

(8) 次条において準用する第53条の10第2項の規定による事故の状況及び講じた措置の記録

(指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針)

第75条 看護師等を行う指定介護予防訪問看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(7) (略)

(8) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(10)～(15) (略)

(16) 第1号から第14号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問介護計画の変更について準用する。

(17) 指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合にあっては、第2号から第6号まで、第9号及び第12号から前号までの規定にかかわらず、介護予防訪問看護計画及び介護予防訪問看護報告書の作成及び提出は、診療録その他の帳簿書類（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができる。

(主治の医師の指示等)

第76条 (略)

2・3 (略)

4 前条第17号の規定は、主治の医師の文書による指示について準用する。

第78条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準規則第79条第1項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業及び指定訪問リハビリテーション（指定居宅サービス等基準規則第78条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準規則第79条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(記録等の整備)

第82条 (略)

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問リハ

第78条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業

者が法第115条の11の規定により準用される法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設の施設、人員並びに設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第11号。以下「介護老人保健施設基準規則」という。）第2条又は介護医療院の施設、人員並びに設備及び運営の基準に関する規則（平成30年静岡県規則第17号。以下「介護医療院基準規則」という。）第3条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

4 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準規則第79条第1項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業及び指定訪問リハビリテーション（指定居宅サービス等基準規則第78条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準規則第79条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(記録等の整備)

第82条 (略)

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問リハ

ビリテーションの提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 次条において準用する第49条の13第2項の提供した具体的な指定介護予防訪問リハビリテーションの内容等の記録

(3) 次条において準用する第50条の3に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第53条の8第2項の苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第53条の10第2項の事故の状況及び講じた措置の記録

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第85条 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の行う指定介護予防訪問リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1)～(4) (略)

(5) (略)

(6) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（第116条第1項に規定する指定介

ビリテーションの提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 次条において準用する第49条の13第2項の規定による提供した具体的な指定介護予防訪問リハビリテーションの内容等の記録

(3) 第85条第11号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第50条の3の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第53条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第53条の10第2項の規定による事故の状況及び講じた措置の記録

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第85条 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の行う指定介護予防訪問リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1)～(4) (略)

(5) 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

(6) (略)

(7) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（第116条第1項に規定する指定介

護予防通所リハビリテーション事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第124条第2号から第5号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(7)・(8) (略)

(9)～(13) (略)

(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。

(記録の整備)

第91条 (略)

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

護予防通所リハビリテーション事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第124条第2号から第6号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(8)・(9) (略)

(10) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(12)～(16) (略)

(17) 第1号から第15号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。

(記録の整備)

第91条 (略)

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) 次条において準用する第49条の13第2項の提供した具体的な指定介護予防居宅療養管理指導の内容等の記録

(2) 次条において準用する第50条の3に規定する市町村への通知に係る記録

(3) 次条において準用する第53条の8第2項の苦情の内容等の記録

(4) 次条において準用する第53条の10第2項の事故の状況及び講じた措置の記録

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第94条 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 前号の指導又は助言を行ったときは、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならない。

(4)～(7) (略)

2 薬剤師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 次条において準用する第49条の13第2項の規定による提供した具体的な指定介護予防居宅療養管理指導の内容等の記録

(2) 第94条第1項第4号、第2項第4号及び第3項第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(3) 次条において準用する第50条の3の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第53条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第53条の10第2項の規定による事故の状況及び講じた措置の記録

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第94条 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5) 第2号の指導又は助言を行ったときは、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならない。

(6)～(9) (略)

2 薬剤師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3)～(7) (略)

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3)・(4) (略)

第116条 (略)

2・3 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5)～(9) (略)

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5)・(6) (略)

第116条 (略)

2・3 (略)

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が法第115条の11の規定により準用される法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準規則第2条又は介護医療院基準規則第3条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことが

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業及び指定通所リハビリテーションの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準規則第135条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(記録等の整備)

第121条 (略)

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 次条において準用する第49条の13第2項の提供した具体的な指定介護予防通所リハビリテーションの内容等の記録

(3) 次条において準用する第50条の3に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第53条の8第2項の苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第53条の10第2項の事故の状況及び講じた措置の記録

(指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第124条 指定介護予防通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする

できる。

5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業及び指定通所リハビリテーションの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準規則第135条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(記録等の整備)

第121条 (略)

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 次条において準用する第49条の13第2項の規定による提供した具体的な指定介護予防通所リハビリテーションの内容等の記録

(3) 第124条第11号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第50条の3の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第53条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第53条の10第2項の規定による事故の状況及び講じた措置の記録

(指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第124条 指定介護予防通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする

る。

(1)～(4) (略)

(5) (略)

(6) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合には、第85条第2号から第5号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(7)・(8) (略)

る。

(1)～(4) (略)

(5) 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

(6) (略)

(7) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合には、第85条第2号から第6号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(8)・(9) (略)

(10) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し

(9)～(12) (略)

(13) 第1号から第11号までの規定は、前号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の変更について準用する。

なければならない。

(12)～(15) (略)

(16) 第1号から第14号までの規定は、前号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の変更について準用する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和6年6月1日から施行する。